

## 第三次いちき串木野市行政改革大綱策定方針

### 1. 大綱の位置付け

第三次いちき串木野市行政改革大綱は、本市の将来都市像「ひとが輝き 文化の薫る 世界に拓かれたまち」の実現に向けて、限られた財源で増大する行政需要に対応し、簡素で効率的な新しい行財政システムの構築を目指し、現行の大綱の成果を踏まえつつ、引き続き本市の行財政改革を進める指針となるものである。

### 2. 大綱策定の趣旨

本市は平成 17 年 10 月の合併による新市発足後、厳しい財政状況の下、増大する社会保障経費、多様化する市民ニーズに対応するため、平成 18 年 11 月に「第一次いちき串木野市行政改革大綱」を、平成 23 年 3 月に「第二次いちき串木野市行政改革大綱」を策定し、組織機構の見直し、職員定員の適正化、職員の意識改革、事務事業の見直し等により、行財政改革に積極的に取り組んできた。

これまでの改革では、徴収強化、市有地処分等による新たな歳入の確保を図るとともに、人件費、物件費の削減に努めるなど、概ね大綱に沿った順調な成果をあげている。

しかしながら、本市の財政状況は、人口減少等による税収の落ち込み、少子高齢化による社会保障経費や多くの公共施設の維持更新経費のさらなる増加や合併特例債等を活用した社会資本整備の実施に伴う公債費の伸び等により、今後一層厳しさを増すものと考えられる。

このような状況の中、行政サービスのあり方の見直し、雇用機会の創出や少子化対策などによる地域経済の活性化とともに、自治基本条例を基本として、役割と責任を分担する共生・協働のシステムづくりを引き続き推進する必要がある。

そのため、これまで進めてきた行財政改革を停滞させることなく、効率的で効果的な行政運営を行い、無駄のないスリムで持続可能な行財政基盤を構築するため、第三次いちき串木野市行政改革大綱を策定する。

### 3. 大綱の計画期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とする。

### 4. 大綱策定の基本的視点

#### (1) 第一次総合計画との連携と現行の行政改革大綱の趣旨の継承

いちき串木野市第一次総合計画と連携を図りながら、平成 18 年度及び 22 年度に策定した「第一次及び第二次いちき串木野市行政改革大綱」に基づき進めてきた職員数及び経費の削減、民間委託の推進などの行財政改革を更に継続・発展させるとともに、市長マニフェストを踏まえて、総合的に検討する。

#### (2) 合併効果を最大限に発揮できる取組の推進

本市では、合併特例債や地方交付税の加算措置などの合併特例措置が平成 32 年度で全て終了することとなり、厳しい財政状況に拍車をかけることとなります。

このことから、第三次いちき串木野市行政改革大綱の計画期間である 5 年間で、本市の将来を

見据えた財政構造への転換を図るために、非常に重要な期間になることは間違いなく、この5年間における改革への取組みが、将来の本市行財政運営を左右する大きな影響を及ぼすことになると考えられることから、着実に行財政改革を進めていく必要がある。

### (3)市民と協働した改革内容の策定

市民参加による開かれた市政を推進するため、各種団体からの推薦や公募による民間委員（15名以内）で構成されるいちき串木野市行政改革推進委員会で大綱素案を協議・検討する。さらに、パブリックコメント手続により市民の意見等を募集したうえで、市長を長とする行財政改革推進本部会議で意見を考慮しながら、大綱を決定する。

## 5. 大綱における行政改革の基本方針と実施計画

### 〔基本方針〕

#### (1)効率的で無駄のないスリムな行政経営の推進

再任用期間の年次的拡大による雇用状況を踏まえた職員の定員管理の適正化、組織機構の再編を図り、職員の意識改革、能力向上を図るため、研修内容を充実するなど、効率的で無駄のないスリムな行政経営を推進する。

##### 《具体的取組》

- ①定員管理及び給与の適正化
- ②効率的な組織機構の構築
- ③職員の意識改革と人材育成の推進

#### (2)持続可能な財政基盤の構築

少子高齢化による社会保障関係経費の増加、人口減少や地方経済の長引く低迷による地方税収の落ち込みに加え、平成28年度からは地方交付税の合併算定替終了に伴う収入減などさらに厳しい財政状況が見込まれることから、財源確保と経費の節減、事務事業の見直し等に一層努め、計画的で効率的な財政運営を推進する。

##### 《具体的取組》

- ①財政運営の健全化
- ②公共施設の見直し
- ③既存事業の見直し
- ④積極的な財源確保の取組
- ⑤民間委託等の推進
- ⑥地方公営企業等の経営健全化

#### (3)市民サービスの向上と共生・協働の推進

職員の待遇向上に努め、窓口業務の民間委託等、効果的・効率的な市民満足度の高いサービス日本一の市役所を目指します。

また、地域コミュニティを維持し、活性化を図るため、まちづくり協議会を中心に市民と行政が目的を共有し、知恵を出し合い、協働して公共サービスを担う共生・協働の取組を引き続き推進する。

## 《具体的取組》

- ①市民サービスの向上
- ②市民と行政の協働の推進

## 〔実施計画〕

第三次いちき串木野市行政改革大綱に基づき、平成28年度から32年度までの5か年間における行政改革の具体的な実施計画を定めた「第三次いちき串木野市行政改革大綱推進計画」を策定する。

## 6. 推進体制

### (1)いちき串木野市行政改革推進委員会

- ・各種団体からの推薦や公募による民間委員（15名以内）で構成される。
- ・行政改革大綱の策定に関し、市長から大綱素案の諮問を受け、協議・検討し、その意見を答申する。
- ・行政改革の推進に関する事項を調査、審議し、市に助言を行う。

### (2)いちき串木野市行政改革推進本部

- ・行政改革大綱並びに実施計画を策定し、その実施状況を把握するとともに、進行管理を行う。
- ・その他行政改革に係る重要事項に関することを審議し、決定する。

#### ①いちき串木野市行政改革推進本部 専門部会

- ・推進本部に3つの専門部会を置き、行政改革審議事項や実施計画案をそれぞれの分野で調査・検討し、その結果を本部会議に提案する。
- ・専門部員には、各課の課長を充て、部会長は本部委員を兼ねる。（〇は、部会長）

#### ㊦組織機構等改革部会・・・〇総務課、政策課、水産商工課、土木課、会計課、議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局 消防本部

所掌事務：効率的で無駄のないスリムな行政経営の推進（定員管理及び給与の適正化等）

#### ④財政基盤等改善部会・・・〇財政課、観光交流課、食のまち推進課、都市計画課 農政課、上下水道課、教育委員会総務課、学校教育課 市民スポーツ課、学校給食センター、工事監査監

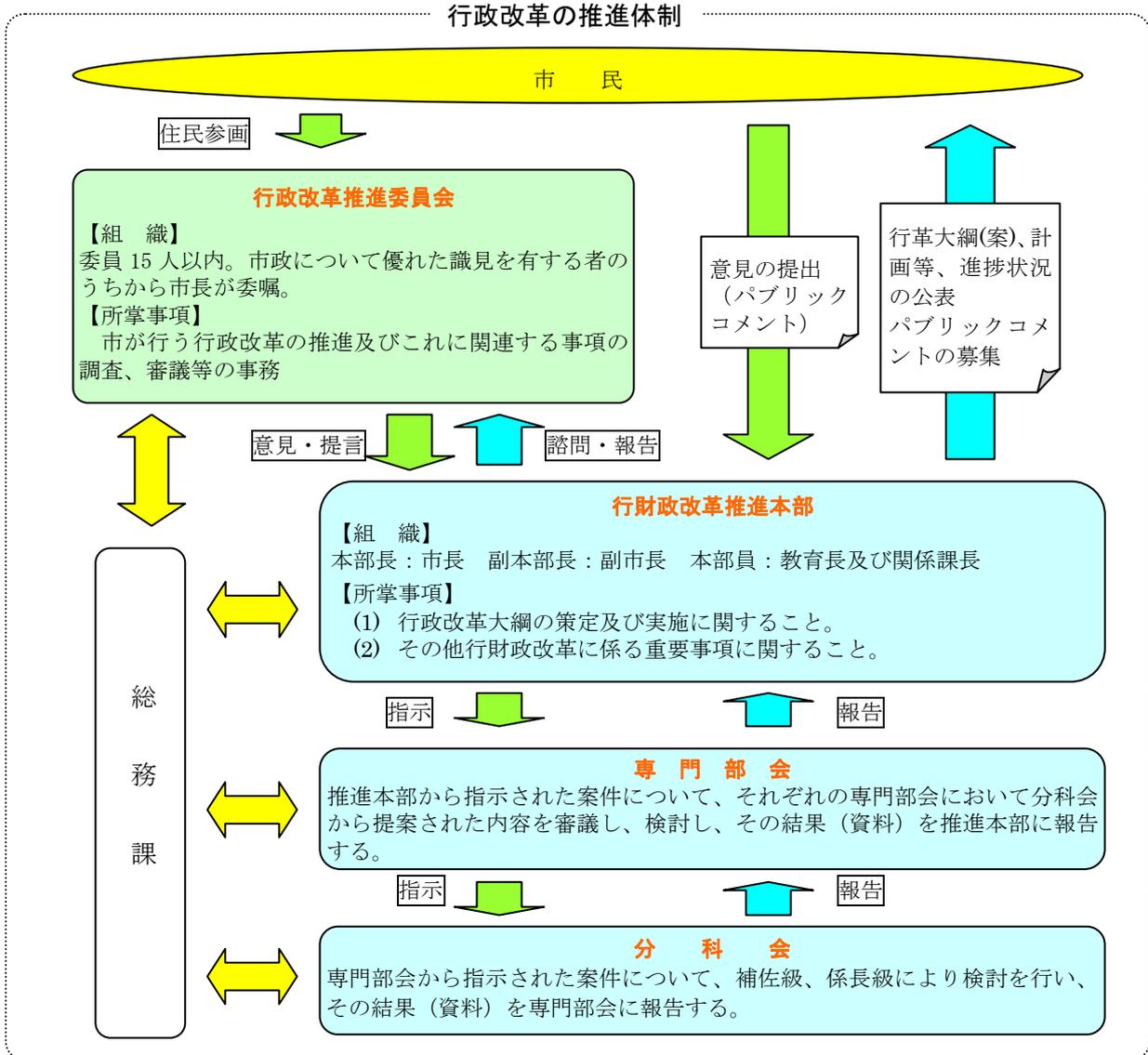
所掌事務：持続可能な財政基盤の構築（財政運営の健全化等）

#### ⑤市民サービス向上部会・・・〇市民課、まちづくり防災課、税務課、健康増進課、生活環境課、福祉課、市来支所長、監査委員事務局、社会教育課

所掌事務：市民サービスの向上と共生・協働の推進（市民サービスの向上等）

②いちき串木野市行政改革推進本部 専門部会分科会

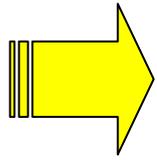
- ・3つの専門部会の下にそれぞれ分科会を置く。
- ・分科会は、専門部会に所属する課の補佐級又は係長級で構成し、専門部会で調査・検討すべき事項について、事前に調査・検討を行い、その結果を専門部会に報告するとともに、必要な資料を作成する。



# 第三次いちき串木野市行政改革大綱の骨子

## 第二次行政改革大綱

- 1. 効率的で無駄のないスリムな行政経営の推進
  - (1)定員管理及び給与の適正化
  - (2)効率的な組織機構の構築
  - (3)職員の意識改革と人材育成の推進
  - (4)電子自治体の推進
  
- 2. 持続可能な財政基盤の構築
  - (1)経費の節減合理化等財政の健全化
  - (2)事務事業の見直し
  - (3)積極的な財源確保の取組
  - (4)民間委託等の推進
  - (5)公共工事の取組
  - (6)地方公営企業等の経営健全化
  
- 3. 市民サービスの向上と共生・協働の推進
  - (1)市民サービスの向上
  - (2)市民と行政の協働の推進
  - (3)住居表示の改善
  - (4)公正・透明な行政の推進

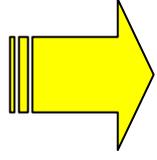


## 第三次行政改革大綱

- 1. 効率的で無駄のないスリムな行政経営の推進
  - (1)定員管理及び給与の適正化
    - ◇定員適正化計画の着実な推進
    - ◇一般職員の給与の適正化など
  - (2)効率的な組織機構の構築
    - ◇両庁舎の課の配置の見直し検討
    - ◇消防救急体制のあり方検討など
  - (3)職員の意識改革と人材育成の推進
    - ◇職員研修内容の充実
    - ◇人事評価制度の充実
    - ◇職員提案制度の推進
  
- 2. 持続可能な財政基盤の構築
  - (1)財政運営の健全化
    - ◇財政改善計画の策定と推進
  - (2)公共施設の見直し
    - ◇公共施設等総合管理計画の策定と推進
    - ◇小中学校の再編・整理に向けた検討
  - (3)既存事業の見直し
    - ◇行政評価制度等の確立と活用
    - ◇既存事業の再編・整理、統合・廃止
  - (4)積極的な財源確保の取組
    - ◇市税の徴収率の向上
    - ◇市有財産の活用
    - ◇企業誘致の促進など
  - (5)民間委託等の推進
    - ◇民間委託の推進
    - ◇指定管理者制度の見直し検討など
  - (6)地方公営企業等の経営健全化
    - ◇土地開発公社分譲地の販売促進
    - ◇水道事業の経営健全化の推進
  
- 3. 市民サービスの向上と共生・協働の推進
  - (1)市民サービスの向上
    - ◇職員の接遇の向上
    - ◇窓口等公共サービスの検証・見直し
  - (2)市民と行政の協働の推進
    - ◇まちづくり協議会による地域活動の支援
    - ◇地域内分権の推進など

## 第一次総合計画（基本方針）

- 1. 住民と行政とのパートナーシップによる「共生・協働のまちづくり」
- 2. 健康で文化的な生活を営める「元気で安心できるまちづくり」
- 3. 世界に羽ばたく力強い産業が展開する「活力ある産業のまちづくり」
- 4. 利便性が高く美しいまちを創造する「快適な環境のまちづくり」



## 市長マニフェスト（行革関連抜粋）

- ◇高齢者・障がい者の方々の福祉の充実
- ◇「食のまちづくり」を推進し、農林・水産・商工業の振興
- ◇上水道・簡易水道の統合整備
- ◇地場企業の育成支援 ◇企業立地の推進 ◇行財政改革の推進
- ◇公共施設等総合管理計画の策定

